

久米島町立学校等適正規模・適正配置について

～保育園・幼稚園と認定こども園の違い～

- 保育園とは、保護者が働いている等、日中子育てができない保護者に代わって、子どもを保育する児童福祉施設です。
- 幼稚園とは、小学校就学前の幼児を対象に教育を行う施設です。久米島町では、満5歳の幼児を対象としています。
- 認定こども園とは、保護者が働いている、働いていないに関わらず教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の機能を併せ持つ施設です。また、すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対する相談活動や親子の集いの場の提供なども行います。

0歳から5歳児が対象となる教育・保育施設には、以下のものがあります。

比較項目	保育園	認定こども園	幼稚園
受け入れ対象	2・3号認定が利用する施設	1・2・3号認定全てが利用できる施設	1号認定が利用する施設
利用条件	就労等により家庭保育ができない保護者が利用	0から2歳は家庭保育ができない保護者が利用 3歳から5歳は利用条件なし	利用条件なし
所管	こども家庭庁	こども家庭庁	文部科学省
教育・保育内容の基準	保育所保育指針による。(幼稚園教育要領との整合が図られている。)	(幼保連携型)認定こども園教育・保育要領	幼稚園教育要領による。(保育所保育指針との整合が図られている。)
ねらい・内容	子どもの発達の側面から「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域と「生命の保持」及び「情緒の安定」にかかわる事項で示される。	子どもの発達の側面から「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域から示される。また、「生命の保持」及び「情緒の安定」に配慮。	幼児の発達の側面から「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域から示される。

※ 1号認定とは、保育の必要性がない3歳～5歳の子ども

※ 2号認定とは、保護者が共働き等のため、保育の必要性がある3歳～5歳の子ども

※ 3号認定とは、保護者が共働き等のため、保育の必要性がある0歳～2歳の子ども

● 認定こども園の種類

認定こども園には、大きく分けて以下の4種類があります。

- (1) 幼保連携型認定こども園…保育園と幼稚園の認可を持つ施設が、単一の施設として機能を果たすもの。
- (2) 幼稚園型認定こども園…幼稚園の認可を持つ施設が、保育園としての機能を取り入れたもの。
- (3) 保育所型認定こども園…保育園の認可を持つ施設が、幼稚園としての機能を取り入れたもの。
- (4) 地方裁量型認定こども園…幼稚園や保育園の認可を持たない施設が、「認定こども園」としての機能を取り入れたもの。

☆結びに

国においては、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年(2015)年度に施行され、新制度では、就学前教育・保育の質・量の充実のほか、保護者の働き方や地域のニーズに応じた保育の提供等が図られ、「質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供」を目的に、保護者の就労状況等によらず、柔軟に子どもを受け入れられる「認定こども園」の普及を推進しています。

本町においても、就学前の子どもたちにより良い教育・保育環境を提供するためにも、就学前教育・保育という視点で保育所・幼稚園の役割並びに適正規模・適性配置等をはじめとした認定こども園への移行を検討してまいります。

お問い合わせ 教育委員会 ☎985-2287 こども未来課 ☎985-7115